

# 大分県地域防災計画の修正(案)について



# 令和3年度地域防災計画修正の概要

## 【主な修正】

### 1. 国の「防災基本計画」の修正内容の反映

#### (1) 災害対策基本法等の改正を踏まえた修正

- ① 避難勧告・避難指示の一本化等
- ② 市町村の避難行動要支援者にかかる個別避難計画作成の努力義務化
- ③ 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保
- ④ 災害の発生が予測される段階での広域避難の手続き等

#### (2) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症対策の修正

- ① 避難所における感染症対策
- ② 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施
- ③ 関係機関における自宅療養等を行う感染症患者に関する情報共有等

### 2. 令和2年7月豪雨の災害を踏まえた防災・減災対策の強化

#### (1) 情報収集体制の強化に向けた取り組み

- ① 情報連絡員等の活動強化
- ② 道路規制情報の一元的な発信

#### (2) 適切な避難行動に向けた取り組み

- ① ハザードマップを活用した防災訓練の推進
- ② 防災教育や啓発活動の強化



### 3. その他 県の防災関連施策等を踏まえた修正

# 1 国の「防災基本計画」修正内容の反映(R3年5月修正)

## 主な修正

### (1) 災害対策基本法等の改正を踏まえた修正

#### ① 避難勧告・避難指示の一本化等

##### 【国修正概要】

従来からの避難勧告・避難指示を避難指示への一本化等

【県修正案】(風水害対策編 地震・津波対策編、事故等対策編) 修正 ※すべての該当箇所

警戒レベル5 災害発生情報 → 緊急安全確保

警戒レベル4 避難指示(緊急)  
避難勧告 → 避難指示

警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始 → 高齢者等避難

#### ② 市町村の避難行動要支援者にかかる個別避難計画作成の努力義務化

##### 【国修正概要】

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、市町村に個別避難計画作成を努力義務化

【県修正案】(風水害対策編 第2部第3章第1節 地震・津波対策編 第2部第3章第1節) 修正

県の推進方針

○地域における避難行動要支援者の支援体制づくりを推進

- ・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の事前提供に係る同意の取得並びに個別避難計画作成等に対する支援

# 1 国の「防災基本計画」修正内容の反映(R3年5月修正)

## 主な修正

### ②市町村の避難行動要支援者にかかる個別避難計画作成の努力義務化

#### 【国修正概要】

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、市町村に個別避難計画作成の努力義務化

【県修正案】(風水害対策編 第2部第3章第5節 地震・津波対策編 第2部第3章第5節 ) 修正

#### 1 地域における要配慮者対策

##### (1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、活用等

ハ 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

ニ 市町村は、避難支援等に関わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者(以下「避難支援等関係者」という。)に対し、避難行動要支援者本人の同意及び必要に応じて避難支援等関係者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供する。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

ホ 市町村は、避難支援等関係者に平常時から避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。

ヘ 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

# 1 国の「防災基本計画」修正内容の反映(R3年5月修正)

## 主な修正

### ③福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保

#### 【国修正概要】

福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保

【県修正案】(風水害対策編 第2部第3章第5節 地震・津波対策編 第2部第3章第5節) 修正

#### 福祉避難所の指定

市町村は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

指定にあたっては、社会福祉施設だけでなく、特別支援学校や旅館・ホテル等とあらかじめ協定を締結し、指定避難所での集団生活に支障をきたす要配慮者とその家族に対しては、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、**必要に応じて福祉避難所ごとに受入対象者を特定し**、指定した福祉避難所に関する情報を住民に周知(公示)する。また、福祉避難所の設置にあたっては、公共施設や特別支援学校、旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合においても介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。**更に、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。**

# 1 国の「防災基本計画」修正内容の反映(R3年5月修正)

## 主な修正

### ④災害の発生が予測される段階での広域避難の手続き等

#### 【国修正概要】

災害が発生するおそれがある段階での広域避難の実施のための自治体間の協議

【県修正案】(風水害対策編 第3部第4章第1節 地震・津波対策編 第3部第4章第1節 事故等災害対策編 第3部第4章第1節) 新設

#### 7 広域避難

○市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の確保が必要であると判断した場合は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。

- ・県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県が調整する。
- ・他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、市町村自ら受入先の都道府県内の市町村に協議することができる。

○県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

○市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

○県、市町村、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

○県、市町村及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

【県修正案】(風水害対策編 第3部第4章第1節 地震・津波対策編 第3部第4章第1節 事故等災害対策編 第3部第4章第1節) 修正

#### 8 広域一時滞在

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。

- ・県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県が調整する。
- ・他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、市町村自ら受入先の都道府県内の市町村に協議することができる。



# 1 国の「防災基本計画」修正内容の反映(R3年5月修正)

## 主な修正

### (2) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症対策の修正

#### ① 避難所における感染症対策

##### 【国修正概要】

避難所開設の衛生管理や適切な空間の確保等

【県修正案】(風水害対策編 第3部第4章第1節 地震・津波対策編 第3部第4章第1節 事故等災害対策編 第3部第4章第1節) 修正

市町村は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を検討する。

また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。

**併せて、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じる。**

県は、避難所の確保にあたり、県立施設を積極的に開放するほか、ホテルや旅館等の借上げについて、市町村のみでは対応が困難な場合には、借上げに係る調整を実施する。

#### ② 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施

##### 【国修正概要】

感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の積極的な実施

【県修正案】(風水害対策編 第2部第3章第2節 地震・津波対策編 第2部第3章第2節) 修正

防災訓練実施にあたっては、次の点に留意する。

**○新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。**



# 1 国の「防災基本計画」修正内容の反映(R3年5月修正)

## 主な修正

### ②感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施

#### 【国修正概要】

感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の積極的な実施

【県修正案】(風水害対策編 第2部第3章第1節 地震・津波対策編 第2部第3章第1節) 修正

市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

### ③関係機関における自宅療養等を行う感染症患者に関する情報共有等

#### 【国修正概要】

自宅療養等を行う感染症患者に関する関係機関の情報共有等

【県修正案】(風水害対策編 第3部第4章第1節 地震・津波対策編 第3部第4章第1節 事故等災害対策編 第3部第4章第1節) 追加

新型コロナウイルス感染症等の行動制限を要する感染症の自宅療養者やその濃厚接触者の避難に関して、防災担当部局や衛生担当部局、保健所、市町村と連携の下、平時から避難先の確保や避難行動について具体的な調整、確認を行う。

併せて、保健所は自宅療養者や濃厚接触者に対し、避難先や避難方法について情報提供を行う。

## 2 令和2年7月豪雨の災害を踏まえた反映

### (1) 情報収集体制の強化に向けた取り組み

#### ① 情報連絡員等の活動の強化

情報共有の強化に向けた取り組みとして

【県修正案】(風水害対策編 第2部第4章第2節 地震・津波対策編 第2部第3章第2節) 新設

#### 情報連絡員、災害時緊急支援隊の活動の強化

情報連絡員や災害時緊急支援隊の研修を充実させ、災害時の活動の強化を図る。

#### ② 道路規制情報の一元的な発信

【県修正案】(風水害対策編 第3部第2章第16節 地震・津波対策編 第3部第2章第16節 事故等災害対策編 第3部第2章第15節) 修正

#### 県民への交通規制情報の提供

県は、国道、県道、市町村道の全面通行止等の道路規制情報を県ホームページなどにより一元的に発信する。また、広報・情報発信班、地区災害対策本部庶務班及び交通規制を実施した機関(警察、道路管理者)は、交通規制箇所について交通情報板等を活用し、報道機関に協力を求めるなど、積極的に県民に対し情報を提供する。

## 2 令和2年7月豪雨の災害を踏まえた反映

### (2)適切な避難行動に向けた取り組み

#### ①ハザードマップを活用した防災訓練の推進

【県修正案】(風水害対策編 第2部第3章第1節 地震・津波対策編 第2部第3章第1節) 修正

#### 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり

自主防災組織は、**ハザードマップを活用し**、地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」や**防災訓練**を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取り組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを行う。

#### ②防災教育や啓発活動の強化

【県修正案】(風水害対策編 第2部第3章第3節 地震・津波対策編 第2部第3章第3節) 修正

#### 一般県民に対する防災教育

防災対策企画課は、**防災意識・知識の向上や防災の日常化を図るため**、市町村や防災関係機関と協力して、県民に対する防災教育を実施するとともに、市町村等が行う防災教育に関し必要な助言を行うものとする。防災教育は、次の事項を含むものとし、**マスメディア・ホームページ・SNSの活用、動画・映像の放映・配信、パンフレット・ハザードマップ**等の配布、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

**災害による人的被害をなくすためには、県民一人ひとりが、地域の災害リスクを把握し、早期避難を習慣化しておくことが肝要である。**そのため、ハザードマップやマイ・タイムラインなど防災教育・啓発ツールを活用し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難時に使用する道路状況を確認すること、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

### 3 その他 県の防災関連施策等を踏まえた修正

#### 災害警戒本部の設置基準の見直し(南海トラフ地震臨時情報の発表)

【県修正案】(地震・津波対策編 第3部第2章第1節) 修正

災害発生時における県の組織体制

イ 災害警戒本部

(イ) 主な設置基準

- a. 県内で震度5弱を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき
- b. 気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸又は大分県豊後水道沿岸に津波警報を発表したとき
- c. **気象庁が南海トラフ地震臨時情報(調査中)を発表したとき**
- d. その他、特に必要と認めるとき

#### 想定最大規模の台風による高潮浸水想定区域等の指定

【県修正案】(風水害等対策編 第2部第2章第8節) 新設

##### 高潮浸水想定区域の指定

県は、水位周知海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を「高潮浸水想定区域」として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

ハザードマップの作成・普及

浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの作成・配布、その他の必要な措置を講じるものとする。

# 【参考】これまでの地域防災計画の修正の概要

変更年月日	修正の背景等	主な修正内容
H28.7.21	○県防災局の新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災局の新設等の組織改正に伴い、大分県災害対策本部規程の一部改正               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 総合調整室庶務班を廃止し、防災局長の下に「総務班」を設置</li> <li>➢ 広報班の名称を変更し、「広報・情報発信班」に改名</li> </ul> </li> </ul>
H29.6.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>○熊本地震の検証結果の反映</li> <li>○防災基本計画等の修正(平成27年7月以降)</li> <li>○県の防災関連施策等の反映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した外国人のための「大分県災害時多言語情報センター」の設置</li> <li>・避難行動要支援者名簿の事前提供や個別計画作成の取組推進</li> <li>・九州各県や市町村が保有する施設の相互利用及び県内外の民間倉庫等の利用検討</li> <li>・「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に名称変更</li> <li>・活動火山対策特別措置法の改正に伴う情報収集・伝達方法の整備や市町村における避難場所、避難所、避難経路の指定、整備等</li> <li>・大分県長期道路整備計画、大分県災害廃棄物処理計画の策定</li> </ul>
H30.6.11	<ul style="list-style-type: none"> <li>○九州北部豪雨災害、台風18号災害等を踏まえた防災・減災対策の強化</li> <li>○県防災関連施策等を踏まえた見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織など自助・共助の取組の促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 自主防災組織等による避難訓練の実施の支援</li> </ul> </li> <li>・孤立した集落への通信手段の確保               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 県及び市町村等が保有する衛星電話の活用</li> </ul> </li> <li>・流木などの災害廃棄物の迅速な処理               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定」の締結(29.11)</li> </ul> </li> <li>・受援力強化のため災害対策本部に「受援・市町村支援室」の新設</li> </ul>
R1.8.20	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「避難勧告等に関するガイドライン」の改定の反映</li> <li>○中津市耶馬溪の斜面崩壊や平成30年7月豪雨等を踏まえた防災・減災対策の強化</li> <li>○「県地震被害想定調査」見直しの反映</li> <li>○「鶴見岳・伽藍岳、九重山火山避難計画」策定の反映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民がとるべき行動を5段階の警戒レベルに分け、情報と行動の対応を明確化</li> <li>・局所的で甚大な被害が発生した場合の現地支援</li> <li>・「防災重点ため池」の対策</li> <li>・県内の主要な活断層帯について、想定される県地震被害想定の見直し</li> <li>・噴火警戒レベルが引き上げられた場合の防災対応</li> </ul>
R2.8.25	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応の追加</li> <li>○国の「防災基本計画」修正内容の反映</li> <li>○令和元年度の災害検証を踏まえた防災・減災対策の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害リスクととるべき行動の理解促進</li> <li>・長期停電・通信障害への対応強化</li> <li>・被災者への物資支援の充実</li> <li>・避難所における感染症対策</li> <li>・避難生活者の保護・救援の強化</li> </ul>